第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２７年（フ）第１５４８号
札幌市北区屯田９条６丁目４番15号　パレスグリーン・コム８番館101号
破産者　瀧澤　英雄
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１５４９号
札幌市北区屯田９条６丁目４番15号　パレスグリーン・コム８番館101号
破産者　瀧澤由美子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６５７号
札幌市白石区菊水元町８条３丁目２番10号　セピア菊水Ａ―103号
破産者　尾形　和彦
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５１７号
埼玉県川越市大字藤間708番地（コーポサンロード203号室）、前住所福島県会津若松市門田町工業団地33番地の１
破産者　小椋　悦子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５４７号
埼玉県飯能市大字岩沢106番地11　昭和コーポ飯能102
破産者　水村　正一
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第５８２号
埼玉県坂戸市大字中小坂319番地３　中戸ハイツ203号室、前住所埼玉県坂戸市関間４丁目４番31号　ダイアパレス若葉102号室
破産者　糟谷　　努
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２１７３号
神奈川県鎌倉市岩瀬１丁目34番35号
破産者　岡本　美蘭
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２７号
横浜市鶴見区駒岡４丁目26番２号、住民票上の住所横浜市鶴見区駒岡３丁目30番Ｆ―306号
破産者　青木　祐介
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５４６号
神奈川県小田原市下堀111番地の１　Ｂ―202、前住所神奈川県小田原市酒匂２丁目24番31号　ルミエールＣ―５
破産者　西内由紀子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１００号
タイ王国プラーチーンブリー県アムプー郡シーマハポー　ザットゥーム町７―77　タワラヴァディーリゾートホテル　バーンチョムドゥアンソイ３／11、前住所新潟県岩船郡関川村大字高田1547番地
破産者　須貝　　忍
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１１０号
新潟県村上市府屋482番地１
破産者　富樫　一治
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第５８３号
名古屋市中村区名駅５丁目33番21号　アクアタウン納屋橋404号
破産者　田代　道夫
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８２７号
名古屋市西区中沼町304　コーポ平和202号、住民票上の住所名古屋市守山区幸心１丁目920番地　シャトー幸心406号
破産者　長尾　圭祐
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９５５号
名古屋市中村区大宮町１丁目35番地　金森ハイツ３Ｂ号
破産者　腰越真紀子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０１１号
愛知県清須市西枇杷島町辰新田73番地３　ウエストウッド105
破産者　川口　正人
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１８４号
岐阜県海津市南濃町松山666番地19
破産者　生田　　勇
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１７６５号
愛知県春日井市大手田西町３丁目11番地２
破産者　八木早喜子
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１８２０号
愛知県豊田市浄水町南平69番地１　Ｄ―ｒｏｏｍ浄水Ａ―102号、開始決定時の住所名古屋市中区栄３丁目22番28号　グランシャリオ栄401号
破産者　加藤　史恵
1　決定年月日　平成28年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部